2025 July
7
No.167

福利さが FUKURI SAGA

ホームページ
学校共済　佐賀
検　索

東陵学園 開校
～大川小学校・松浦小学校・東陵中学校が統合～

大川小学校・松浦小学校・東陵中学校が統合し、令和7年4月に義務教育学校として東陵学園が開校しました。1年生から9年生まで全291名の児童生徒が集い、小学校から中学校までの一貫教育を提供することが可能となりました。異学年による「学び合い」「鍛え合い」「高め合い」の活動を日々の授業や行事等に位置付け、9年間で子供たち一人一人の可能性を最大限伸ばす教育を全教職員一丸となって進めます。

東陵

もくじ

各種検診事業・健康メンタルヘルス事業 …… 2～3
健康増進セミナー・ライフプラン推進事業…… 4
短期給付一覧…… 5～6
育児休業支援手当金の新設、育児休業手当金延長要件の厳格化… 7
マイナ保険証について…… 8
被扶養者の認定要件について…… 9
標準報酬月額の定時決定について…… 10
貸付金制度について…… 11
公的年金制度について …… 12～13
富山支部からのお知らせ…… 14
公立共済メンバーズカードGoodオフキャンペーン …… 14
「グランデはがくれ」からのお知らせ……15～16

公立学校共済組合佐賀支部（佐賀県教育委員会事務局教職員課内） TEL（0952）25-7225 FAX（0952）25-8133

令和７年度 各種検診事業のお知らせ

職員の皆様は労働安全衛生法に基づき、年に一度は健康診断を受けて事業主（教育委員会等）に報告していただく必要があります。生活習慣病や、日本人の２人に１人はかかるといわれる「がん」も、早期の状態では無症状であることが多く、自覚症状が出る頃には手遅れとなる可能性もあります。定期的な健康診断やがん検診の受診は、生活習慣病の予防やがんの早期発見・治療に繋がります。

特定健康診査（特定健診）・特定保健指導

無料で受けられます

・特定健康診査（特定健診）

生活習慣病の予防のために、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診です。

○対象者	40歳から75歳の誕生日を迎える組合員（一般・任意継続・一部の短期）及びその被扶養者
○自己負担額	無料
○受診の流れ	【一般組合員】 定期健康診断又は互助会実施の人間ドックを受診することで、特定健康診査を受診したことになります。 【任意継続組合員・被扶養者】 **7月初めに被保険者の所属（任意継続の方は自宅）へ「受診券（セット券）」を発送します。** 受診の際は「受診券」と組合員証を持参して、指定する各医療機関又は市町の集団健診で受診します。 【一部の短期組合員】 **9月終わりに所属あて「受診券（セット券）」を発送します。**受診方法は任意継続組合員や被扶養者の方と同じです。

・特定保健指導

生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣病の改善がリスク軽減に効果的な方に対して専門職（医師、保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直すサポートをします。

無料で受けられます

○対象者	特定健診の結果により、保健指導が必要と判断される者
○自己負担額	無料
○実施の流れ	【一般組合員】 所属訪問型、遠隔面談型または医療機関での保健指導のいずれかを選択し、それぞれのプログラムに沿って保健指導を受けます。 【任意継続組合員・被扶養者・一部の短期組合員】 **特定健診実施日に初回面談が可能な医療機関を選択した場合は、「セット券」を利用して当日に保健指導を受けることができます。**その他の医療機関を受診した場合は、後日共済組合より保健指導「利用券」が届きますので、保健指導を実施している医療機関を予約して実施します。

専門検診事業

注意：クーポン券の再発行はできません。

各検診の補助対象年齢に該当する方には、4月下旬～5月下旬までに「専門検診補助クーポン券」を所属あてに送付していますので、共済組合への申込は不要です。クーポン券をお受け取り後、各自で指定医療機関へのご予約をお願いします。教職員互助会が実施する人間ドック補助と合わせて受診することも可能です。

頭部MRI・MRA検査

年度末年齢
40歳以上の5の倍数の組合員
の方々にクーポン券をお配りしています。
令和7年度の補助限度額は**15,000円**です。

乳がん検査

年度末年齢
41歳以上の奇数年齢の女性組合員
の方々にクーポン券をお配りしています。
令和7年度の補助限度額は**5,000円**です。

子宮頸がん検査

年度末年齢
20歳以上の偶数年齢の女性組合員
の方々にクーポン券をお配りしています。
令和7年度の補助限度額は**5,000円**です。

前立腺がん検査

年度末年齢
50歳以上の男性組合員
の方々にクーポン券をお配りしています。
令和7年度の補助限度額は**2,000円**です。

受診期限は**令和7年10月31日**までとなっています。医療機関により予約状況が異なりますので、お早めに受診をお願いします。

大腸がん検診事業

無料で受けられます

今年度も「**年度当初の年齢が40歳以上で、互助会の人間ドック補助を受けない方**」に対し、郵送による大腸がん検診を実施予定です。9月頃に新教育情報システムにて募集を予定しております。
なお、こちらの検診では希望者の自己負担はありません。

令和７年度 健康・メンタルヘルス事業について

近年の国際情勢や経済状況の悪化など、私たちを取り巻く環境は日々変化しており、こうした変化により、心身の不調に悩む人も多いのではないでしょうか。佐賀支部では、教職員のメンタルヘルスについて様々な事業を展開しています。学校での多忙な日々におけるリフレッシュを目的として、またはメンタルヘルスマネジメントのスキルを身につける機会として、是非ご活用ください。

健康管理・メンタルヘルス講習会

・セルフケア（全組合員向け講習会）

メンタルヘルスケアを行うには、基本的な知識を持つことと、セルフケアの方法を身につけることが大切です。ここでは基本的な知識と各テーマに沿った講習会、ヨガやアロマセラピーを活用した体験型セミナー行います。

○実施時期・会場

6月20日(金) 相知文化交流センター
8月 4日(月) ゆめぷらっと小城
8月20日(水) グランデはがくれ
6月20日、8月20日は13：25～16：35
8月4日は13：20～16：35

○講師　公立学校共済組合九州中央病院
メンタルヘルスセンター
公認心理師・臨床心理士
田中　通子　　先生
髙田　美穂子　先生
西川　啓祐　　先生
佐賀県エアロビック連盟　副会長
本山　典子　氏
西九州大学短期大学部　幼児保育学科
春原　　淑雄　氏
㈲生薬局くすきの杜 社長　平野　智也　氏

・ラインケア（管理職向け講習会）

職員の身体やこころの健康管理は個人だけの問題ではなく、職場の円滑な職務遂行のためにも、重要な課題です。そのため、職員の健康管理について、指導的な立場にある管理職を対象とした講習会を実施しています。

○実施時期・会場

6月30日(月) グランデはがくれ
7月14日(月) ゆめぷらっと小城
9月26日(金) 相知文化交流センター
いずれの日程も10：25～15：20

○講師　公立学校共済組合九州中央病院
メンタルヘルスセンター
公認心理師・臨床心理士
田中　通子　先生

募集依頼は既に教育情報システムにて配信済みです！

健康・メンタルヘルス出前講座

「組合員のからだの健康づくり」や「メンタルヘルス」についての研修会を開催したい、または「組合員の抱える不安や悩み」について専門職の相談を受けたいといったご要望に対し、「講師の派遣」や「研修会費用の助成」、「相談員の派遣」といったサポートを行っています。

・講師派遣型

所属や教育委員会等が希望する医師・心理師等の講師を共済組合が手配します。研修後の個別相談も可能です。（心理師等に限る。）

なお**講師への謝金や交通費は共済組合が負担します。**

無料で受けられます

・費用助成型

所属や教育委員会等が「組合員のからだの健康づくり」や「メンタルヘルス」についての研修会を開催する場合にその費用の一部を助成します。（**最大3万円**まで）

・相談員派遣型

所属や教育委員会等より申請を受け、臨床心理士や保健師等を所属に派遣することで教職員が抱える不安や悩みの早期解決の手助けをします。

なお**相談員への謝金や交通費は共済組合が負担します。**

無料で受けられます

講師派遣事業は、事務職員部会や養護教諭部会等でもご利用いただいております。

講演の内容はメンタルヘルスに関するものだけでなく、ストレッチなどの体を動かすものもありますので是非ご活用ください！

詳細は下記QRコードよりご確認ください！

令和7年度 健康増進セミナー

忙しく働いている中でも取り入れやすい食事法や運動法、睡眠についての正しい知識の情報を提供します。
食生活改善や睡眠に関する講義のほか、軽度な運動を行います。また、筋力量や体脂肪量等を測定し、測定結果を基にライフスタイルやワークスタイルに合わせた健康アドバイスを行います。

○実施時期　7月23日(水)10:35～16:20

○会場　グランデはがくれ

○講師　株式会社ルネサンス
　　株式会社タニタヘルスリンク

※当日は運動しやすい服装でお越しください！

令和7年度 ライフプラン推進事業

生活充実型講演会

ファイナンシャルプランナーによる資産形成を実施します！
ライフプラン形成を考える若年層の方に向けた講演会です！

○実施時期　7月29日(火)

○会場　グランデはがくれ

退職準備型講演会

退職後の医療保険制度の説明や食事、運動指導とライフプランセミナーを実施します！
定年延長の方や**再任用職員の方**もどうぞご参加ください！

【第1回】 8月22日（金）会場：グランデはがくれ
【第2回】 9月17日（水）会場：ゆめぷらっと小城
【第3回】10月 9日（木）会場：グランデはがくれ

※当日は運動しやすい服装でお越しください！

民間医療機関メンタルヘルス相談室について

心の健康に不安を抱える**組合員**および**被扶養者**に対し、専門家に気軽に相談できる機会を設けています。
現在抱えている悩み事を相談してみませんか？

○対　象　組合員とその被扶養者

○相談料　**無料**（回数制限なし）　相談時間は1回あたり60分

○実施期間　令和7年4月1日から令和8年3月31日

○その他　（1）指定医療機関に予約の際は『公立学校共済組合佐賀支部のメンタルヘルス相談室』を利用する旨を伝えてください。
（2）受診の際は指定医療機関の窓口で組合員証等（下記のいずれか）を提示してください。
マイナ保険証、マイナポータルの資格情報画面、資格確認書
資格情報のお知らせ、現行の組合員証（令和7年12月1日以降は使用できません）

指定医療機関	住　所	電話番号	受付時間（相談日時）
神野病院	佐賀市神園3丁目18-45	0952-31-1441	9:00～17:00（月～金）
早津江病院	佐賀市川副町大字福富827	0952-45-1331	9:00～11:00（月～土） 13:00～16:00（月～金）
光風会病院	三養基郡みやき町 大字白壁2927	0942-89-2800	9:00～12:00（月～土） 13:30～16:30（月～土）
こころクリニック	唐津市紺屋町1668-3	0955-70-1001	8:30～11:30（月・火・水・金・土） 14:00～16:00（月・火・水・金・土）
虹と海の ホスピタル	唐津市原842番地1	0955-77-5120	9:00～12:00（月～金） 14:00～16:00（月～金）
山のサナーレ・ クリニック	伊万里市立花町323-2	0955-22-2128	9:00～17:00（月～土）
松永メンタル クリニック	武雄市武雄町昭和210	0954-27-8211	9:00～11:30（月・火・水・金） 14:00～17:30（月・火・水・金）
嬉野温泉病院	嬉野市嬉野町下宿乙1919	0954-43-0157	8:30～17:00（月～金）

短　期　給　付　一　覧①

病気やケガ（公務時以外）、出産、死亡等のときに以下の給付が受けられます。

【給付対象者】　黒字：組合員　緑字：被扶養者　青字：共通

給付事由	給付名	給付概要	請求方法
病気や負傷	療養の給付 家族療養の給付	組合員（被扶養者）が病院でマイナ保険証等を使用して診療を受けたとき 給付額　総医療費のうち７割を共済が負担（３割窓口負担） ※被扶養者が ６歳に達する日以降の年度末まで　（２割窓口負担） ７０歳以上（現役並み所得者を除く）（２割窓口負担）	自動給付
	入院時食事療養費	組合員（被扶養者）が病院で食事療養を受けたとき 給付額　食事に要した費用から自己負担額（原則として１食につき４６０円）を控除した額を共済が負担	
	訪問看護療養費 家族訪問看護療養費	組合員（被扶養者）が重度の障害等により医師の承認を受けた上、自宅において指定事業者から指定訪問看護を受けたとき 給付額　指定訪問看護に要した費用のうち７割を共済が負担	
	一部負担金払戻金☆ 家族療養費附加金☆	組合員（被扶養者）の保険適用の窓口負担が、25,000円（注1）を超えているとき 給付額　窓口負担額（３割）から25,000円（注1）を差し引いた額（100円未満切捨て）	
	高額療養費	組合員（被扶養者）の保険適用の窓口負担が一定額（注2）を超える場合 給付額　窓口負担額のうち自己負担限度額（注2）を超えた額	
病気や負傷	療養費 家族療養費	①組合員（被扶養者）がやむをえない事情によりマイナ保険証等を使用しないで病院で受診したとき ②マイナ保険証等が使用できないもののうち、医師が治療上必要と認めた場合（コルセット等の治療用装具、はり、きゅう、マッサージ等） ※①②ともに共済組合が認めた場合 給付額　総医療費のうち７割を共済が負担（３割は自己負担）	請求書提出（注5）
出産したとき	出産費〈同附加金☆〉 家族出産費〈同附加金☆〉	組合員（被扶養者）が出産したとき（出産のみでなく、死産および妊娠８５日以上の流産も対象となります） 給付額　488,000円〈附加金50,000円〉 ※産科医療補償制度対象分娩の場合、12,000円を加算して５０万円を支給	
	出産手当金	組合員が出産のために学校等を休み、給与が減額されたとき 給付期間　出産前４２日(多胎妊娠の場合は９８日)、出産後５６日 給付額　１日につき「出産手当金等支給開始日の属する月以前の直近の継続した 12 か月間の各月の標準報酬月額の平均額」×１／２２×２／３	
死亡したとき	埋葬料〈同附加金☆〉 家族埋葬料〈同附加金☆〉	組合員（被扶養者）が死亡したとき 給付額　50,000円〈附加金25,000円〉	
	弔慰金	組合員が水震火災その他の非常災害で死亡したとき 給付額　標準報酬の月額の額（注4）	
	家族弔慰金	被扶養者が水震火災その他の非常災害で死亡したとき 給付額　標準報酬の月額の額（注4）の７割	

短　期　給　付　一　覧②

病気やケガ（公務時以外）、出産、死亡等のときに以下の給付が受けられます。

給付事由	給付名	給付概要	請求方法
休業したとき	育児休業手当金	**組合員が育児休業をした場合** 給付期間　対象となる子が１歳に達するまでの期間（ただし、子が１歳に達した日後について保育所に入所できない等、特別の事情に該当する場合に限り、最大２歳に達する日まで延長） 給付額　１日につき最初の180日までは標準報酬の日額(注3)×67／100 180日経過後標準報酬の日額(注3)×50／100 （給付上限相当額あり）	請求書提出(注5)
	育児休業支援手当金（New） 次ページ参照	**組合員とその配偶者が対象期間内に14日以上育児休業を取得した場合** 給付期間　子の出生後（女性は産後休業後）８週間以内 給付額　１日につき標準報酬の日額(注3)×１３／１００（最大２８日）	
	育児短時間勤務手当（New）	**組合員が２歳未満の子を養育するため、育児短時間勤務をするとき** 給付額　支給対象月に支払われた報酬額の最大10%	
	介護休業手当金	**組合員が介護休業をした場合** 給付期間　介護休業の日数を通算して６６日をこえないもの 給付額　１日につき標準報酬の日額(注3)×６７／100 ※報酬の一部が支給される場合は、給付額が調整されます。	
	傷病手当金 〈同附加金☆〉	**組合員が公務によらない病気やけがで勤務できなくなったとき** 給付期間　傷病手当金　１年６月 同附加金　６月（上記終了後）（退職後は給付対象外） 給付額　１日につき「傷病手当金等支給開始日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額の平均額」×１／２２×２／３	
災害に遭ったとき	災害見舞金	**組合員が災害により、住居や家財に損害を受けたとき** （損害の程度により給付されない場合もあり、現地調査が必要となりますので、事由が発生した場合はすぐに電話連絡してください） 給付額　損害の程度により標準報酬の月額(注4)の３ヵ月分～0.5ヵ月分	

※ ☆印は法定給付に上乗せして、公立学校共済組合が独自に行っているものです。（附加給付）

（注１）標準報酬の月額が530,000円以上の場合は50,000円となります。

（注２）高額療養費の自己負担限度額（７０歳未満の者）

所得区分	標準報酬月額	自己負担限度額	多数回該当※
ア	830,000円以上	252,600円＋（総医療費 － 842,000円）×0.01	140,100円
イ	530,000円以上	167,400円＋（総医療費 － 558,000円）×0.01	93,000円
ウ	280,000円以上	80,100円＋（総医療費 － 267,000円）×0.01	44,400円
エ	280,000円未満	57,600円	44,400円

※ 多数回該当・・・診療月を含む過去１年以内の高額療養費給付が3回以上ある場合の4回目以降

（注３）標準報酬の日額…標準報酬の月額 ÷ ２２
（注４）標準報酬の月額…実際に支給された全ての報酬月額を標準報酬等級表にあてはめて決定する額
（注５）請求行為（請求書提出）により支給される給付金は、**その給付事由が生じた日から２年以内**に請求しなければ、時効により給付金を受給する権利が消滅します。

育児休業支援手当金が新設されました

共働き・共育てを推進するため、令和7年4月1日より育児休業支援手当金が新設されました

支給要件
・組合員が対象期間に同一の子について、育児休業を通算して１４日以上取得していること
・組合員の配偶者（※）が対象期間に通算して１４日以上育児休業を取得していること

※配偶者がいない場合、配偶者が産後休暇中や就労していない場合、自営業者の場合などは組合員の育児休業等の取得状況のみにより給付されます。

対象期間
・組合員が産後休暇を取得していない場合
→ 子の出生日から起算して５６日を経過する日の翌日までの期間
・組合員が産後休暇を取得したとき
→ 子の出生日または出生予定日のうち早い日から、当該子の出生日または出産予定日のうち遅い日から起算して１１２日を経過する日の翌日までの期間

給付額　標準報酬の日額×休業期間の日数（最大２８日）×１３％

育児休業手当金延長要件が厳格化されます

令和７年４月１日より、育児休業手当金の延長要件が厳格化され、「育児休業に係る子が１歳（また１歳６か月）に達した後の期間について保育の実施が当面行われない状況」に該当する場合、「速やかな職場復帰を図るために保育等の利用を希望していること」を認められることが必要になります。

このため、育児休業手当金延長請求時には「育児休業手当金延長給付請求書」の他に、以下の書類が必要になります。

≪育児休業手当金延長給付請求書に添付が必要な書類≫

①育児休業手当金支給対象期間延長事由認定申告書（新）
②市町に保育所等の利用（入所）申込をしたときの申込書の写し（新）
③市町発行の保育が当面行われないことを示した通知の写し
④育児休業延長の辞令書の写し
※その他、状況により必要な書類が追加となることがあります。

マイナ保険証お持ちですか

令和６年12月2日健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証とマイナンバーカードを紐づけしたもの）へ移行しました。

現在、組合員証・被扶養者証をお持ちの方は、令和７年12月１日まで使用することができます。

マイナ保険証をお持ちでない方には、令和７年秋（11月を予定）に資格確認書を送付します。

資格確認書は有効期限があります（下段参照）。

☆マイナンバーカードを健康保険証として登録するには

マイナンバーカードの申請
〇オンライン申請
（パソコン・スマートフォンから）
〇郵送による申請
〇まちなかの証明写真機から申請　等

→

マイナンバーカードを健康保険証として登録する
〇マイナポータルから登録
〇医療機関・薬局の受付で登録
〇セブン銀行ＡＴＭで登録

☆医療機関で保険診療を受けるとき

マイナ保険証の利用登録をしている

いいえ → 組合員証・被扶養者証 ＯＲ 資格確認書 の提示

はい ↓

医療機関がマイナ保険証に対応している

マイナ保険証を利用
組合員証及び被扶養者証も可能

もしくは

医療機関がマイナ保険証に対応していない

マイナ保険証
＋
マイナポータルの資格情報画面　ＯＲ　資格情報のお知らせ（A4用紙で配布済）

☆高齢者受給者証について

７０歳になられた方には高齢者受給者証を送付していましたが、マイナ保険証制度にともない、①マイナ保険証をお持ちの方には、負担割合の記載された「資格情報のお知らせ」を②マイナ保険証をお持ちでない方には、負担割合の記載された「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」を送ります。

☆マイナンバーカードの有効期限について

マイナンバーカードには有効期限があります。カードの有効期限と、電子証明書の有効期限があります。お住いの市町より有効期限が切れる前に連絡がありますので、必ず更新をしてください。カードの更新時には時間がかかる場合があります。その時には短期間の資格確認書を交付しますので、申告書により申請をお願いします。

☆医療機関受診時の高額療養費について

現在、多くの医療機関でオンライン資格確認が行われています。これにより療養費が高額になるときに自動的に限度額の確認が行われます。そのため、限度額適用認定の申請は不要になります。医療機関で必要と言われた時に「限度額適用認定書」の申請をお願いします。

☆マイナ保険証の登録解除について

マイナ保険証の登録解除も受け付けております。共済組合へ連絡をお願いします。

被扶養者の認定要件を確認してみましょう!!

≪被扶養者の認定取消手続きが必要となる事例≫

取消事由	事　　例	取　消　日
就　　職	就職や結婚等により他の健康保険（社会保険）に加入したとき （年間収入が130万円未満であっても社会保険の被保険者になれば取消となります。）	就職日（婚姻日） 社会保険資格取得日
収入超過	（６０歳未満の被扶養者） アルバイト等による収入が**年額130万円以上**又は **月額108,334円以上**の収入が見込まれるとき	就労初日
	（６０歳以上及び障害年金受給対象者） **年額180万円以上**が見込まれるとき ※遺族年金、障害年金も含みます。 アルバイト等による収入がある者が年金支給開始となり、 **年金額と収入額の合計年額が180万円以上**又は**月額15万円以上**が見込まれるとき	年金証書・年金改定通知書等の受領日
	月額108,334円以上の収入が３か月連続で超えたとき （６０歳以上は**月額15万円以上**）	4か月目の初日
	雇用保険（失業等給付）の基本手当日額が**3,612円以上（60歳以上は5,000円以上）**のとき（待機期間、給付制限期間は支給されないため、被扶養者として認定できます。）	受給開始日
	確定申告により認定基準年額以上になった場合 **※個人年金や株の配当金も収入に含まれます。**	税務署等の受付日又は確定申告受付初日
別　　居	同居を条件とする被扶養者と別居したとき	別居の日
送　　金	別居している父母等への送金額が認定要件の基準額未満になったとき ※基準額＝収入合計額（送金額を含む）の３分の１以上	認定要件の基準額未満になった月の初日

【認定申告について】

※原則として、「主として組合員の収入によって生計を維持している者」であること。

離職等により被扶養者の資格要件を備えた場合は、その事実の生じた日から**３０日以内**に、所属所を経由して被扶養者の認定申告を行ってください。

30日を超えて申告された場合は、**所属所長が受け付けた日が認定日となります**ので、ご注意ください。

【被扶養者証、資格確認書について】

有効期限内の証は必ず回収して、申告書に添付して下さい（回収日を記入のこと）。また、高齢者受給者証、限度額認定証も忘れずに返納してください。

※被扶養者証の有効期限は令和7年12月1日です。

※「資格情報のお知らせ」は返却の必要はありません。

9月に標準報酬月額の定時決定が行われます

毎年１回、組合員が実際に受けている報酬に見合った標準報酬額となるように見直しを行うことを「**定時決定**」といいます。

●定時決定の対象となる方

毎年７月１日において、組合員である方（休業・休職中の方を含みます）
ただし、次に該当する方は、その年の定時決定は行いません。
・６月１日から７月１日までの間に、組合員の資格を取得した方
・７月から９月までの間に随時改定、育児休業終了時改定、産前産後休業終了時改定を行う方

●定時決定の適用時期

決定された標準報酬月額は原則として、**その年の９月から翌年の８月まで適用**されます。
（１０月以降に随時改定等の改定がある場合を除きます）

●算定方法

４月、５月、６月の３か月間の報酬の平均により、標準報酬月額を決定します。
ただし、この３か月間に支払基礎日数が１７日未満の月があるときは、その月を除いて算定します。 **※短時間労働者（４分の３未満）については支払基礎日数が11日未満となります。**

定時決定の算定例

4月の報酬		5月の報酬		6月の報酬			
諸手当 30,000円		諸手当 60,000円		諸手当 45,000円			
基本給 300,000円	＋	基本給 300,000円	＋	基本給 300,000円	÷ 3 ＝	報酬月額 **345,000円**	円位未満の端数切捨て

標準報酬等級表に当てはめる

報酬月額	標準報酬月額	
⋮	⋮	
310,000以上330,000未満	第23級	320,000円
330,000以上350,000未満	第24級	340,000円
⋮	⋮	

→ 標準報酬月額 第24級 340,000円

（厚生年金の等級は21級）

※等級は短期給付の等級を例示しています。
※決定された標準報酬額は、その年の９月から翌年の８月までの標準報酬となり、その間の掛金は、毎月の給与から控除されます。

◎詳しくは、公立学校共済組合ＨＰ→共済制度について→標準報酬制の概要もご参照ください。
（共済制度を知る）（標準報酬制に関するＱ＆Ａ集）

貸付金制度について

貸付金は、「一般貸付」や「住宅貸付」など用途に応じて貸付種別が異なります。

貸付種別によって、貸付限度額や申込時の添付書類が異なりますので、ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

（令和７年４月１日現在）

貸付種別	貸付事由の要旨	貸付限度額	償還回数	利率(年利)※１
一般貸付	組合員が臨時に資金を必要とする場合	200万円	120回以内	1.32%
特別貸付	再任用組合員等が臨時に資金を必要とする場合（再任用職員・臨時的任用職員・会計年度任用職員等）	給料月額×３／10×残任期月数 ただし、200万円まで	残任期月数以内	1.32%
住宅貸付金	組合員が自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入若しくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れ若しくは補修（以下「新築等」という。）をするため資金を必要とする場合	組合員期間に応じた額と仮定退職手当の額のいずれか高い額。ただし、1,800万円まで	360回以内	1.32%
住宅災害貸付	組合員が自己の用に供するための住宅又は住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により５分の１以上又はこれと同程度の損害を受け、住宅の新築等をするために資金を必要とする場合	住宅貸付けに係る貸付限度額の２倍に相当する額。ただし、1,900万円まで	360回以内	0.99%
在宅介護対応住宅貸付	組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅又は介護に必要となる機器が設置された住宅の新築等をするための資金を必要とする場合	300万円	360回以内	1.06%
教育貸付	組合員又はその被扶養者若しくは子、孫若しくは兄弟姉妹等で次の教育機関で修学するため組合員が資金を必要とする場合。①小学校、中学校及び義務教育学校（学校教育法第1条）、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部除く）及び大学及び高等専門学校（学校教育法第1条）、②専修学校（学校教育法124条）、③予備校などの各種学校（学校教育法第134条）、④海外の教育機関（留学期間が３か月以上で、正規の修業年限が１年以上ある教育機関）	550万円	250回以内	1.32%
災害貸付	組合員又はその被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合	200万円	120回以内	0.99%
医療貸付	組合員又はその被扶養者若しくは配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）で被扶養者でない者が療養（高額医療貸付けの対象となる療養を除く。）を受けるため組合員が資金を必要とする場合	120万円	110回以内	1.32%
結婚貸付	組合員又はその子が結婚をするため組合員が資金を必要とする場合	200万円	120回以内	1.32%
葬祭貸付	組合員がその被扶養者又は配偶者、子、孫、兄弟姉妹若しくは父母（配偶者の父母を含む。）で被扶養者でない者の葬祭を行うため資金を必要とする場合	200万円	120回以内	1.32%
高額医療貸付	地方公務員等共済組法第62条の２に規定する高額療養費の支給の対象となる療養を受けるため組合員が資金を必要とする場合	高額療養費相当額	高額療養費支給時に一括して控除	無利息
出産貸付	地方公務員等共済組法第63条に規定する出産費又は家族出産費の支給の対象となる出産（出産費等の直接支払制度の適用を受ける出産を除く。）に係る支払のため組合員が資金を必要とする場合	出産費又は家族出産費相当額	出産費又は家族出産費支給時に一括して控除	無利息

※１　表中の年利については、貸付金保険料の一部として0.06%が加算されています。

※２　貸付金の額は10万円単位（高額医療貸付、出産貸付を除く）です。

※その他の貸付金等の詳細については、共済組合へお問い合わせください。

公立学校共済組合佐賀支部　貸付担当
TEL　：0952－25－7225　　FAX：0952－25－8133

公的年金制度のしくみ

★長期給付事業（年金給付）とは
対象：一般組合員
内容：厚生年金（老齢、障害、遺族）、年金払い退職給付などを決定、給付する事業を行っています。

★公務員の年金は、３階建てです！

３階 公務員独自の年金	年金払い退職給付（正式名称：退職等年金給付） 公務員の退職給付の一部として支給される年金 平成27年１０月以降、退職時までに積み立てた給付算定基礎額に基づき支給される。
２階	厚生年金（被用者年金） 会社員や公務員等が加入する年金 **老齢厚生年金・障害厚生年金・遺族厚生年金**
１階	国民年金（基礎年金） 日本に住所を有する２０歳以上６０歳未満のすべての方に共通する年金 **老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金**

一般組合員・短期組合員とは　任用形態によって適用される社会保険制度が異なります。

★ 一般組合員は、「健康保険」と「年金」の両方とも『公立学校共済組合』に加入します。
★ 短期組合員は、「健康保険」のみ『公立学校共済組合』に加入し、「年金」は『日本年金機構（一般厚生年金）』に加入します。

組合員種別	任用形態	社会保険制度	
		年金	健康保険
一般組合員	・正規職員 ・再任用フルタイム職員	公立学校共済組合 （公務員厚生年金）	公立学校共済組合
短期組合員	・臨時的任用職員 （雇用期間2か月1日以上の条件あり） ・会計年度任用職員 ※1	日本年金機構 （一般厚生年金）	

※1　会計年度任用職員の社会保険適用には、週20時間以上勤務、報酬月額88,000円以上、雇用期間2か月1日以上の条件あり。

再就職により年金が支給停止されることがあります

老齢厚生年金・退職共済年金の受給中の方が再就職し、厚生年金保険に加入したときは、老齢厚生年金の全部又は一部が支給停止されることがあります。

支給停止額（月額）＝（年金の月額※1 ＋ 賃金の月額※2 － ５１万円※3）×１／２

✚

一般組合員は、上表の３階部分が全額停止します。

※１　老齢厚生年金＋退職共済年金の月額（加給年金を除く。）
※２　標準報酬月額＋（過去１年間に支給された標準賞与×１／12）
※３　これまで50万円だった調整額は、令和７年４月から51万円に変更されます。

全額支給停止・全額支給の対象

退職共済年金（経過的職域加算額）及び退職年金（年金払い退職給付）の支給調整については、以下のとおりです。
○ 公務員厚生年金（地方・国）の被保険者である場合…基本月額及び総報酬月額相当額にかかわらず【全額支給停止】となります。
○ 公務員厚生年金（地方・国）の被保険者でない場合…基本月額及び総報酬月額相当額にかかわらず【全額支給】となります。

老齢厚生年金の受給開始年齢は…？

〇老齢厚生年金は何歳から受給できるのでしょうか？

老齢厚生年金の受給開始年齢は原則６５歳からです。

また『特別支給の老齢厚生年金』は、生年月日に応じて支給開始年齢が異なり、支給要件を満たせば下表の支給開始年齢から６５歳に達するまで支給されます。（特別支給は繰り下げすることはできません。）

老齢厚生年金の支給要件

①生年月日に応じた支給開始年齢以上であること
②厚生年金被保険者期間が１月以上（特別支給の場合は１年以上）であること
③受給資格期間（注１）が１０年以上あること

（注１） 公的年金を受給する資格があることを判定するための期間をいいます。厚生年金被保険者期間、国民年金の保険料を納めた期間や納付を免除された期間などを通算して１０年以上あれば受給資格を満たしていることになります。

特別支給の老齢厚生年金の支給開始年齢

生年月日	特別支給の老齢厚生年金年齢	本来支給の老齢厚生年金年齢
昭和３４年４月２日　～　昭和３６年４月１日生まれ	６４歳	６５歳～
昭和３６年４月２日　以後生まれ	－	６５歳～

（注）在職中に老齢厚生年金の受給権が発生した場合は、年金の一部または全額が支給停止となる場合があります。
なお、65歳未満の方に支給される『特別支給の老齢厚生年金』は繰下げ支給制度は適用されません。

給付の種類

厚生年金保険給付

- **老齢厚生年金**：受給資格期間が10年以上ある者に65歳から支給されます。支給開始年齢については、生年月日に応じて、60～64歳の経過措置があります。
- **障害厚生年金**：厚生年金保険の被保険者である間に初診日のある病気やケガにより、一定以上の障害の状態にあると認定されたときに支給します。
- **障害手当金**：障害厚生（共済）年金が決定されるほどではないが、厚生年金保険の被保険者である間に初診日のある病気やケガにより、一定程度の障害の状態にあると認定されたときに支給されます（他の年金の受給権のある者を除く）。初診日から5年以内に治っていること（症状が固定）が必要です。
- **遺族厚生年金**：組合員が在職中に死亡したとき、老齢厚生（退職共済）年金や障害厚生（共済）年金（障害等級1,2級）の受給者又は受給資格期間が25年以上ある者が死亡したときに、遺族に支給されます。

年金払い退職給付

- **退職年金**：平成27年10月以降、1年以上の引き続く組合員期間がある者に、給付算定基礎に基づき、給付の半分は終身年金、半分は有期年金として、65歳から支給されます。

【問合せ先】公立学校共済組合佐賀支部　給付課（年金担当）　TEL 0952-25-7225

富山支部からのお知らせ

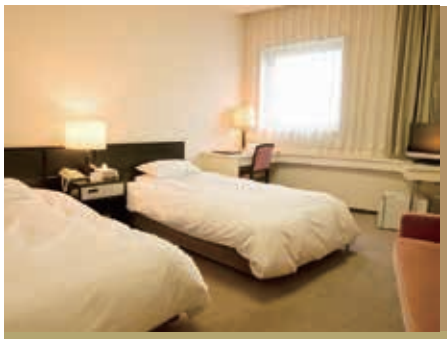

富山湾の魚が美味しくなる季節
ぜひ高志会館にお越し下さい

富山駅から徒歩１０分の好立地で、駐車場も完備
富山の観光の拠点に最適です
お部屋は洋室（シングル・ツイン）と和室（10帖、12帖）からお選びいただけます

グルメゆったりプラン

１泊２食付

１３，８００円（税込）

※繁忙期はプラス 1,000 円（税込）

富山の多彩な味覚を取り入れたお料理をお楽しみいただけます
館内レストラン『リトル上海』にて中華料理のご夕食もお選びいただけます

写真はイメージです

ご予約・お問い合わせ　TEL 076-441-2255

パレブラン高志会館（こしかいかん）

〒930-0018　富山市千歳町 1-3-1
https://www.koshikaikan.com/

INFORMATION

BRIDAL REPORT

私たち「グランデはがくれ」で結婚しました。

2024.12.28

たくさんの想いを共に練り上げ、形につなげてもらいました！

岩本 圭市・萌子 ご夫妻

Iwamotokeiichi・Moeko

コロナ禍で延期していた結婚式をようやく挙げることができました。延期中に生活の変化もあり、どうしようかと迷う私たちの背中を押してくださったのがグランデはがくれの皆さんでした。サプライズでプロポーズをもう一度したい、和のコンセプトで花を生けて欲しい、年末らしく年越しそばを振舞いたい等々…。たくさんの想いを共に練り上げ、形につなげてくださったプランナーの秀島さん。ドレスに小物、ヘアスタイルなど「こんなこともできますよ！」と私たちを驚かせながら、納得のいくまで寄り添ってくださった衣装室の皆さん。幅広い年齢層のゲストにも好評いただいたと〜っても美味しい料理。お土産にも喜ばれた生花。私たち２人の人生において、大切な方々への感謝を伝えるにはぴったりの会場でした。お読みいただいている方の「こんな式を挙げられたら」もグランデはがくれさんは実現してくださると思いますよ！

年越しそばを振舞いました。

お気に入りの場所で前撮り！

スタッフの皆様に支えてもらいました！

HOTEL グランデはがくれ

Grande Hagakure

BEST WEDDING FOR YOU

ゲストの方も笑顔になれる結婚式になりました。

結婚式に迷っている方に、「絶対結婚式をグランデはがくれで挙げた方がいい」と伝えたいです。

楽しい演出で会場全体が盛り上がりました！

Bridal Report

私たち「グランデはがくれ」で結婚しました。

2025. 1. 11

牧原 大輔 • 穂果 ご夫妻

Makiharadaisuke·Honoka

私たちは、1月11に結婚式を挙げさせていただきました。
最初は、結婚式自体をするかしないかかなり迷っていましたが、今となっては、グランデはがくれで結婚式を挙げられてとてもよかったと思っています。
良かったことの1つは、とても感じのいいスタッフさんが沢山いらっしゃったことです。秀島さんをはじめ、いろんなスタッフさんにとても優しく接していただき、嫌な思いを一切することはありませんでした。私たちの仕事が忙しく、結婚式の準備が遅くなってしまうことがあったり、やっぱり変更したいなって思ってしまうことがあったりと、たくさん迷惑をかけました。でも、親身になっていろいろ相談にのっていただき、無理な注文にも対応してもらいました。ドレスもかわいいものがたくさん揃っていて、たくさん試着させてもらいましたが、嫌な顔ひとつせずに一緒に悩んで、何回も試着させてもらいました。おかげで、自分に似合うドレスを選ぶことができました。

本当にとてもいいスタッフさんが沢山いらっしゃって、結婚式もとてもいいものにしていただきました。ゲストのみなさんからも「いい結婚式だったね。」とお褒めの言葉をたくさんかけていただき、本当にグランデはがくれで結婚式を挙げられてよかったです。結婚式に迷っている方に、「絶対結婚式をグランデはがくれで挙げた方がいい」と伝えたいです。本当に感謝感謝です。お世話になりました。ありがとうございました。

Check!

① 大満足！「教職員様限定ウエディングプラン」もございます。

新郎新婦またはご両親様が佐賀支部組合員の場合は、最大20万円の補助があります。

ベストレート保証

② 「直接予約で一番お得に！！」

他のブライダル情報サイトやブライダルカウンターなどからの紹介でご来館された場合より、当ホテルの公式ホームページからご予約頂いた場合が一番お得なプランをご用意できます。

お得なプランを早速チェック！

HOTEL グランデはがくれ
Grande Hagakure

■ご予約・お問い合わせ
TEL0952-25-2212
www.grande-hagakure.com
info@grande-hagakure.com
〒840-0815 佐賀市天神2丁目1番36号

ホームページはこちらから！
グランデはがくれ 検索

Instagram
インスタグラムで最新の情報をチェック！！